

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽の法定検査を 毎年受検しましょう

浄化槽は、汚水を処理し、きれいな水にする役目を担っています。その機能を十分に発揮させるには、定期的な保守点検や清掃を適切に行うほか、毎年1回の法定検査を受検することが必要です。



○法定検査とは？

浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認するための検査です。浄化槽法第11条で、毎年1回の受検が義務づけられています。

○検査の内容

設置状況など外観検査、水素イオン濃度（pH）や残留塩素濃度など水質検査、保守点検や清掃の記録の書類検査を行います。

○検査の実施機関

滋賀県知事の指定検査機関である（社）滋賀県生活環境事業協会が検査を行います。

検査の内容など詳しいことは同協会（TEL077-554-9272）までお問い合わせください。

検査手数料

浄化槽の人槽（大きさ）	金額
10人以下	5,000円
11人～20人	6,000円
21人～50人	9,000円
51人～100人	10,000円
101～200人	11,000円
201人～300人	12,000円
301人～500人	14,000円
501人～1,000人	18,000円
1,001人～2,000人	20,000円
2,001人以上	21,000円

法定検査は法律で義務づけられています。必ず受検してください。

浄化槽の適正な管理

浄化槽は、適正な管理を行うため、【保守点検】・【清掃】・【法定検査】が浄化槽法で義務づけられています。

保守点検

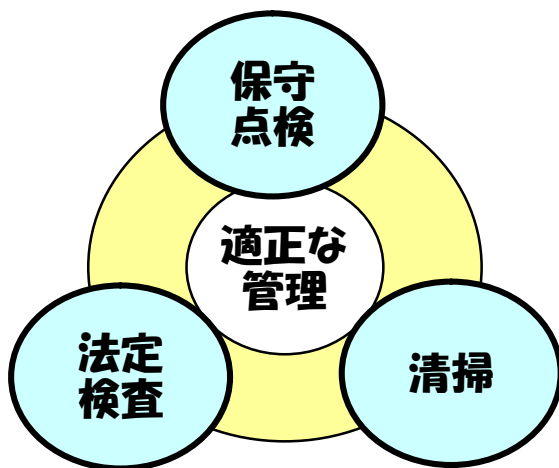
保守点検は、機械の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。家庭用の浄化槽では、3～4か月に1回以上行ってください。浄化槽の保守点検には、専門的な知識や技術を必要としますので、滋賀県（大津市内は大津市）の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

清掃

浄化槽を使用していると、汚泥などがたまってきます。清掃は、浄化槽内部にたまった汚泥などを抜き取ります。年1回以上行ってください。清掃は、各市町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認するための検査です。保守点検や清掃とは別に年1回受検する必要があります。



浄化槽は、保守点検や清掃を行わず放置していると、近隣の側溝や河川を汚したり、悪臭の原因となる場合があります。

美しい川や琵琶湖を守るため、保守点検・清掃・法定検査により、正しい管理を行いましょう。



浄化槽に関するお問い合わせは、次の機関へお願いします。

- お住まいの市役所または町役場浄化槽関係担当課
- 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 電話 077-528-3471 (直通)
- 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会 電話 077-554-9272 (検査部門直通)